

財政状況等一覧表（平成19年度）の公表

地方公共団体の行財政運営は、地方分権の進展に伴い住民に対する説明責任を果たしていくことが求められています。国から交付される地方交付税の削減などにより財政状況が極めて厳しい中、住民皆様のご理解とご協力を得ながら健全な財政運営を進めていくことが重要であり、これまでも地方自治法に基づく決算や財政状況のほか、19年度決算からは新たに健全化判断比率を公表しているところですが、今後の公会計改革などを視野に入れ、公営事業会計の状況や第三セクターなどの経営状況と財政援助の状況も含めた、総合的な財政情報を全国共通の様式によりお知らせします。
（総務課財政係 ☎52 2112）

3. 関係する一部事務組合等の財政状況 （単位：百万円）

一般事務組合等名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
富良野地区消防組合	811	792	19	19	—	97	—	
富良野地区環境衛生組合	415	410	4	4	—	1,880	116	
富良野広域串内草地組合	98	95	3	3	—	174	39	
上川教育研修センター	34	31	3	3	—	—	—	
一部事務組合等計				29		2,151	156	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 （単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
南富良野町振興公社	13	4	23	—	—	—	34	10	
地方公社・第三セクター等計			23	—	—	—	34	10	

5. 基金の状況 （単位：百万円）

充当可能基金名	18年度			19年度			差引 B - A	備考	
	A	B	B - A	A	B	B - A			
財政調整基金 (a)	517	517	0						
減債基金 (b)	25	18	7						
その他充当可能基金 (c)	725	513	212						
充当可能基金計 (d)	1,267	1,048	219						
その他基金名		18年度			19年度			差引 B - A	備考
		A	B	B - A	A	B	B - A		
備荒資金（超過分）(e)		882	890	8					
合併特例債により造成された基金 (f)		—	—	—					
その他(d-f)いずれにも当てはまらない基金 (g)		—	—	—					
合計 (d)+(e)+(f)+(g)		2,149	1,938	211					

- (注) 1. 「充当可能基金」とは「将来負担比率」の算定において、一般会計等が今後負担すべき地方債の償還などへ充てることのできる基金の額をいう。
2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	18年度 A	19年度 B	差引 B - A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	18年度 A	19年度 B	差引 B - A
実質赤字比率	0.45	0.27	0.18	15.00	20.00	簡易水道事業特別会計		5.8	
連結実質赤字比率		1.77		20.00	40.00	公共下水道事業特別会計		7.8	
実質公債費比率	13.2	12.7	0.5	25.0	35.0				
将来負担比率		84.9		350.0					
財政力指数	0.14	0.14	0.00						
経常収支比率	85.1	85.9	0.80						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き一律 20%である(公営競技は0%)。

実質赤字比率	標準財政規模に占める一般会計の実質赤字の比率をいいます。我が町は、基金からの繰入で収支不足を補っているため赤字はなく、比率がプラスの値になっています。早期健全化基準の 15%を下回ると、国から財政の健全化を強く求められる財政健全化団体となり、財政再生基準の 20%を下回ると国の管理下で財政再建を強いられる財政再生団体となります。
連結実質赤字比率	標準財政規模に占める全会計の実質赤字の比率をいいます。我が町は、全会計を通して赤字はなく、比率がプラスの値になっています。20%を下回ると財政健全化団体に、40%を下回ると財政再生団体となります。
実質公債費比率	公債費(地方債の元利償還金)などを標準財政規模などで除して得た値の過去3年間の平均値をいいます。この比率が18%以上となると地方債を発行する際に国の許可が必要となり、25%以上になると財政健全化団体に、35%以上になると財政再生団体となり、地方債の発行が厳しく制限されます。
将来負担比率	標準財政規模に占める公営企業会計や出資法人を含めた町の実質的な借金の比率をいいます。振興公社への債務補償額の一定割合や一部事務組合が発行した地方債残高の本町負担分のほか、特別職と一般会計職員に支払う予定の退職手当の累計も加味されます。この比率が350%以上になると財政健全化団体となります。
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値をいいます。
経常収支比率	経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度定期的に支出される経費に充てられたものが占める割合をいいます。財政構造の弾力性を表すもので、この比率が大きいほど財政状況が硬化化しているといわれます。
資金不足比率	公営企業会計における料金収入などの営業収益(事業規模)に占める実質収支の比率をいいます。我が町の公営企業会計は、一般会計からの繰入で収支不足を補っているため赤字はなく、比率がプラスの値になっています。資金不足が経営健全化基準の 20%を下回ると、国から健全化を強く求められる経営健全化団体となります。

団体名 南富良野町 （単位：百万円）

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策債発行可能額 C	標準財政規模 A + B + C
402	2,016	155	2,573

標準税収入額等	地方公共団体の標準的な税収入額に地方譲与税と交通安全対策特別交付金を加えた額をいいます。
臨時財政対策債発行可能額	国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないために、その不足する金額の一部を、いったん地方公共団体が借金をしてまかなっておく地方債を「臨時財政対策債」といいます。本来、国が我が町に配分すべき普通交付税の額と実際に交付する額との差が発行可能額となります。
標準財政規模	標準的な状態で収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準的な税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた額をいいます。我が町は面積が広いうえに集落が分散していることから、人口に比べて学校や公民館などの数が多く、国が考えている標準的な状態よりも予算規模が大きくなっています。

1. 一般会計等の財政状況 （単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,158	4,151	7	7	236	6,282	
一般会計等	4,158	4,151	7	7		6,282	

一般会計等	下記の公営事業会計以外の会計をまとめたものをいい、我が町では一般会計がこれにあたり、福祉・教育・土木・衛生など町の基本的な施策を行うための会計です。主な収入には、町税・使用料・地方交付税・国庫支出金などがあります。
形式収支	各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。
実質収支	形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた額をいいます。翌年度への繰越財源とは、複数年度に渡って執行する継続費の繰越額や年度内に支出が終わらなかった繰越明許費の翌年度繰越額のことをいいます。

2. 公営企業会計等の財政状況 （単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	439	428	10	10	66	—	—	
老人保健特別会計	387	383	4	4	28	—	—	
介護保険特別会計	198	189	10	10	38	—	—	
介護サービス事業特別会計	275	266	10	10	38	—	—	
簡易水道事業特別会計	342	339	3	3	93	1,110	748	法非適用
公共下水道事業特別会計	194	192	2	2	74	1,001	648	法非適用
公営企業会計等計				39		2,111	1,396	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

特別会計	法律で設けることが決められている国民健康保険事業特別会計や老人保健特別会計、介護保険特別会計などの事業会計のほか、町が独自に設けている介護サービス事業特別会計や簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計がこれにあたります。
公営企業会計等	法律で特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、我が町では、6つの特別会計全てが「公営企業会計」にあたります。このうち、民間企業と似た経理を行う会計を「公営企業会計」といい、地方公営企業法を適用する法適用企業と適用しない法非適用企業があります。我が町では、公営事業に該当する特別会計のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計が公営企業会計にあたり、いずれも法非適用企業です。